鳥取県告示第 398 号

計量法 (平成 4 年法律第 51 号) 第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則 (平成 5 年通商産業省令第 70 号) 第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 5 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
八頭郡	平成20年7月1日(火)	午後1時から	八頭郡八頭町宮谷 80
八頭町		午後3時まで	郡家公民館
"	平成20年7月3日(木)	<i>II</i>	八頭郡八頭町船岡 539
			船岡公民館
IJ.	平成20年7月4日(金)	II	八頭郡八頭町徳丸 625
			八東フルーツ総合センター
八頭郡	平成20年7月7日(月)	JJ	八頭郡智頭町大字智頭 2076-2
智頭町		,,	智頭町総合センター
八頭郡	平成20年7月8日(火)	JJ	八頭郡若桜町大字若桜 757
若桜町		,,	若桜町公民館
八頭郡	平成 20 年 7 月 15 日 (火)	IJ	鳥取市若葉台南七丁目7
		"	鳥取県計量センター
"	平成20年8月1日(金)から同月29日(金)	午前9時から	鳥取市東町一丁目 220
	までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)	午後4時まで	鳥取県生活環境部くらしの安心推進課